

## V 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の 活性化及び再生の推進に関する基本的な方針（案）

小牧市総合交通計画の策定後7年が経過し、この間に実施してきた施策・事業の進捗、公共交通を取り巻く法制度の改正、社会経済情勢の変化などの動向や課題に対応するとともに、上位・関連計画との連携・整合を図るため、小牧市地域公共交通網形成計画では、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針として、小牧市総合交通計画で示される基本理念及び将来像を継承しつつ、必要に応じて見直しを図るものとします。

### 1. 地域公共交通網形成計画の基本理念

小牧市総合交通計画は、本格的な高齢社会の到来やまちづくりと交通計画が連携した総合的な交通体系の確立などの課題を踏まえ、小牧市が目指すべき将来像の実現に向け、集約拠点の形成を支える公共交通を軸とした都市総合交通体系の確立が示されており、現時点においてもこれら公共交通の課題は変わらず、小牧市総合交通計画で位置づけられる公共交通軸の形成は、地域公共交通網形成計画が目指す面的な公共交通ネットワークの再構築の方向性と合致しています。さらに、地域公共交通網形成計画では、策定の目的の1つとして、まちづくり計画や観光振興等との連携がより明確化されています。

これらより、小牧市地域公共交通網形成計画で定める基本理念は、小牧市総合交通計画で示される基本理念を継承しながら、まちづくり計画や観光振興との連携をより明確にし、地域公共交通の確保・維持・改善を図るものとします。

#### **“地域の活力と交流を育み、地域を支える持続可能な交通体系”**

～集約型市街地形成を誘導し、過度に自動車に依存することのない暮らしを実現すべく、公共交通による最低限の移動が確保され、さらに市民が進んで公共交通を活用し交流することにより、必要な公共交通ネットワークを維持・存続する持続可能な交通体系の構築を目指します。～

## 2. 地域公共交通網形成計画の将来像及び基本方針

小牧市地域公共交通網形成計画の将来像及び基本方針についても、基本理念と同様に、小牧市総合交通計画で定めた将来像を基本的に継承しながら整理し、小牧市地域公共交通網形成計画の基本理念を展開するものとします。

### <将来像・基本方針>

#### 将来像1 活力あるまちづくりを支える交通体系

第6次小牧市総合計画新基本計画の基本施策「都市交通」の目的である、「各種の公共交通機関が有機的に連携する」に対応し、小牧市都市計画マスタープランに掲げる公共交通軸の形成や、交通結節機能の強化・充実等により、中心拠点の活性化と集約型市街地の形成を支援します。

##### **基本方針1-① 市内の拠点相互の連携強化に資する交通体系の構築**

交通体系の骨格として小牧市都市計画マスタープランに掲げる、南北鉄道軸と東西公共交通（バス）軸を形成して、市内の拠点を結び、拠点相互の連携強化を図ります。

##### **基本方針1-② 中心拠点の活性化を支援する交通体系の確立**

中心拠点へのアクセス利便性及び中心拠点内のモビリティの向上とともに、中心拠点における交通結節機能の強化を図ります。

##### **基本方針1-③ 集約型市街地形成を支援する交通体系の構築**

地域の特性に応じ、地域拠点へのアクセス利便性の向上とともに、地域拠点における交通結節機能の強化を図ります。

#### 将来像2 持続可能な交通体系

第6次小牧市総合計画新基本計画の基本施策「都市交通」の目的である、「より多くの市民が自ら進んで利用することにより、持続可能な公共交通ネットワークを構築します」に対応し、公共交通の利用促進に向け啓発するとともに、路線機能や利用特性に応じた交通サービスの提供の妥当性を検証し、必要な対策を検討します。

##### **基本方針2-① 自動車交通に偏りすぎない環境にやさしい交通体系の構築**

環境への負荷を与えない循環型社会の構築に向け、自動車交通に過度に依存することがないように、公共交通の周知・PRと利用促進により、市民一人ひとりが自発的に節度ある交通行動の選択を可能とします。

##### **基本方針2-② 経済的に維持が可能で、安定的・持続的な交通サービスが提供できる交通体系の構築**

安心で安全な市民生活を送るためには、交通サービスが安定的・持続的に提供され続けることが重要であり、バス運行にあたっては、適正な受益者負担と路線機能や利用特性に応じた交通サービスの提供の妥当性を検証し、必要な対策を地域全体で検討できるシステムの構築を図ります。

### 将来像3 地域を支える交通体系

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等の観点から、必要最低限の交通サービスを確保するとともに、全ての人が**利用しやすい**交通環境の提供を図ります。

#### **基本方針3-① 行政による必要最低限の交通サービスの提供**

移動は、文化的な生活を営むための市民の権利であり、行政として必要最低限の交通サービスの提供を図ります。

#### **基本方針3-② 高齢者や障がい者等の移動制約者を含む全ての人が利用しやすい交通体系の構築**

移動手段の不足が社会参加の妨げとならないよう、高齢者や障がい者等の移動制約者を含む全ての人が利用しやすい交通環境の提供を図ります。

### 将来像4 交流を促進する交通体系

**広域性の確保や観光振興との連携**の観点から、周辺都市との連携やわかりやすい交通サービスの提供を図ります。

#### **基本方針4-① 周辺都市と連携する交通体系の構築**

市内の拠点から名古屋など結びつきの強い都市を結ぶ都市間連絡軸を形成するとともに、周辺都市の地域公共交通と連携し、広域的な公共交通ネットワークを形成します。

#### **基本方針4-② 観光需要にも対応した交通サービスの提供**

市外からの来訪者が市内主要観光施設にアクセスできるよう、市内の拠点または鉄道駅から市内主要観光施設への交通手段を確保するとともに、わかりやすい交通サービスを提供します。

これら小牧市地域公共交通網形成計画の将来像及び基本方針の達成により実現を目指す公共交通体系のイメージを以下に示します。

図 公共交通体系のイメージ図

